

1. 件名：東京電力ホールディングス(株)柏崎刈羽原子力発電所第7号機における使用前事業者検査の実検査/記録確認検査の選択についての面談

2. 日時：令和4年8月8日 10時00分～10時45分

3. 場所：原子力規制庁2階自席（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

上田企画調査官、平井上席原子力専門検査官、種市主任原子力専門検査官、平川主任原子力専門検査官

東京電力ホールディングス(株) 柏崎刈羽原子力発電所

保全担当 他12名

5. 要旨

○原子力規制庁が、東京電力ホールディングス(株)柏崎刈羽原子力発電所第7号機に係る使用前事業者検査の工程等について確認を行ったところ、小空間固定式消火設備の検査実施方法が、既に終了した耐圧・漏えい試験結果等に対する記録確認により行う、とされていたため、その理由等について資料に基づき説明を受けた。

○原子力規制庁は、東京電力ホールディングス(株)に対して、以下のとおり意見を申し伝えた。

- ・当該設備については、東京電力ホールディングス(株)に対して不適切な溶接が行われているとの申告があったことがきっかけで再施工が行われた経緯があり、原子力規制庁は、抜き取りにより耐圧・漏洩試験への現場立ち合いを行いしっかりと状況を確認する旨、以前より事業者申し伝えていたにもかかわらず、現場立ち合いの機会を逸しており、規制検査の活動に影響を及ぼしたものとする
- ・使用前事業者検査については、事業者の一義的責任の下、適切に実施されるべき検査であることから、規制側として再試験等を求めるものではないが、事業者として使用前事業者検査の適切性について説明責任を十分に果たすべきである
- ・原子力規制庁は、引き続き、使用前事業者検査の実施状況について原子力

規制検査により厳格に確認していくことになるが、検査のために必要な情報について事業者は適時・適切に提供することを求める

○東京電力ホールディングス（株）から了承した旨の回答があった。

## 6. その他

資料：7号機使用前事業者検査における実検査／記録確認検査の選択について